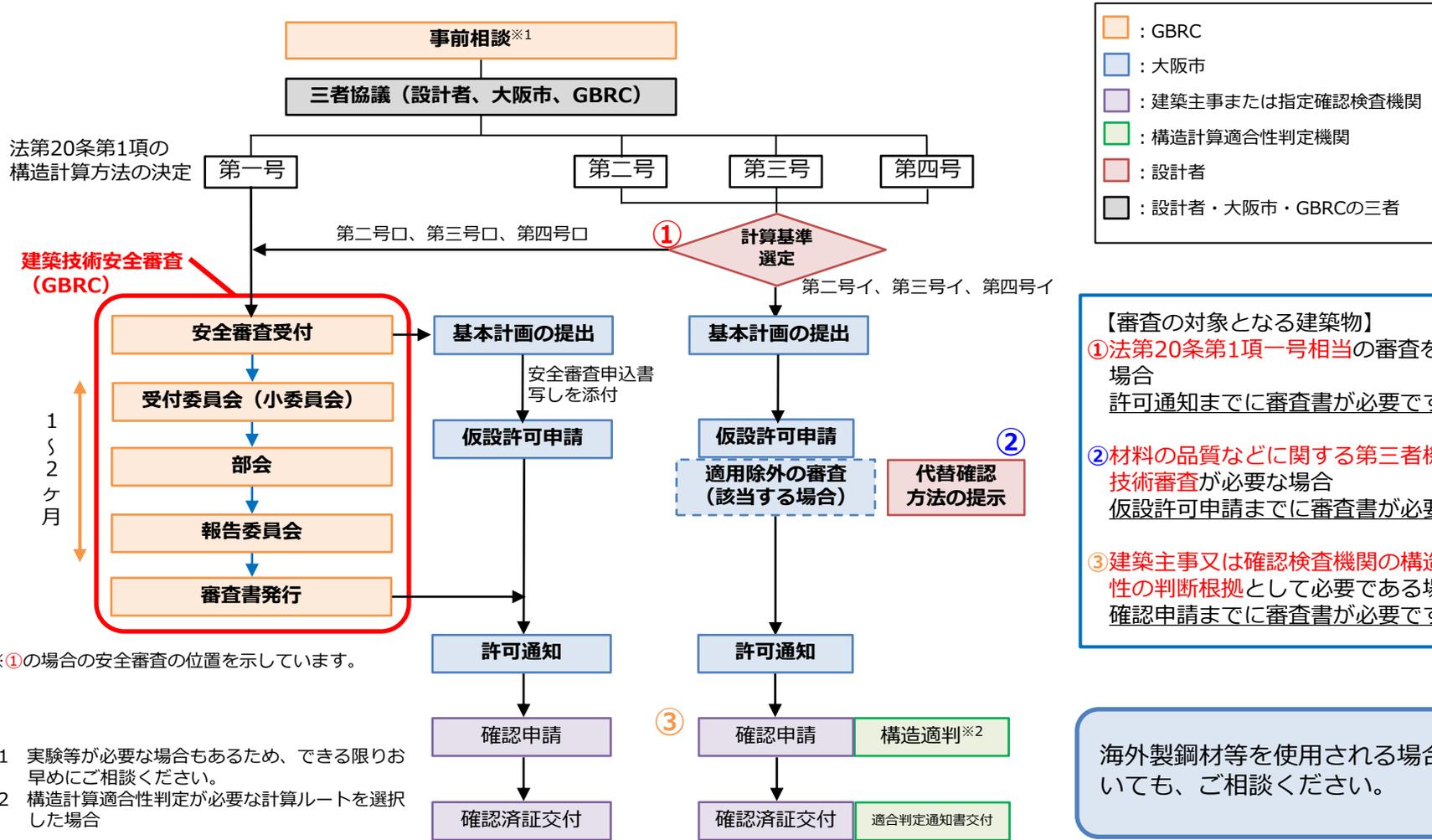


## 【解説】大阪・関西万博施設の構造審査について【再掲】

大阪・関西万博施設（仮設建築物）の構造審査について、フロー図とポイントを示します。



: GBRC  
 : 大阪市  
 : 建築主事または指定確認検査機関  
 : 構造計算適合性判定機関  
 : 設計者  
 : 設計者・大阪市・GBRCの三者

**【審査の対象となる建築物】**

① 法第20条第1項一号相当の審査を行う場合  
許可通知までに審査書が必要です。

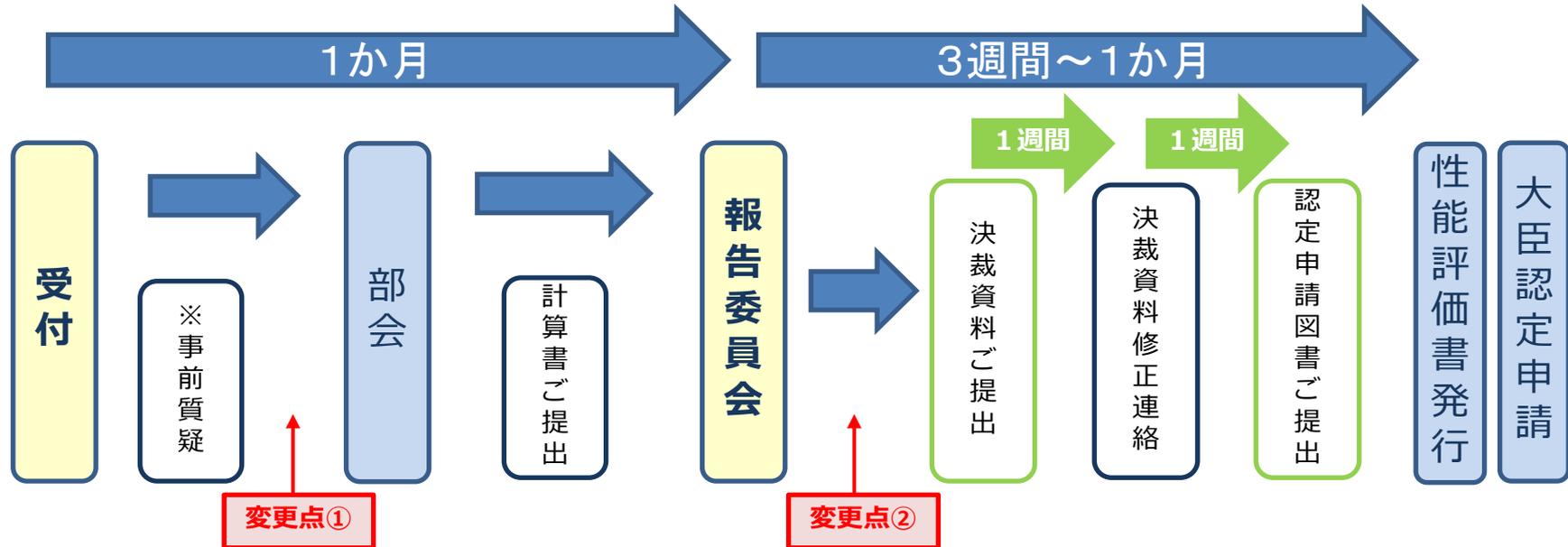
② 材料の品質などに関する第三者機関の技術審査が必要な場合  
仮設許可申請までに審査書が必要です。

③ 建築主事又は確認検査機関の構造安全性の判断根拠として必要である場合  
確認申請までに審査書が必要です。

海外製鋼材等を使用される場合についても、ご相談ください。

## 【お知らせ】 審議および決裁資料チェックの効率化について

今年7月以降の受付案件について、審議の効率化および報告委員会後の決裁チェックの効率化のため、一部ルールを変更しました。



### 【従来】

- ・GBRC計算書チェック担当者による審査は、計算書提出時に行う。  
⇒計算書の提出時期が報告委員会の2週間前頃であるため、部会審議にも関わるような質疑が部会審議終了後に発生するケースがあった。
- ・報告委員会後、決裁資料提出時に概要書を一式チェックする。  
⇒決裁チェックバック~認定申請までの間で、設計者様の資料修正の時間を十分に確保するのが難しかった。

### 【変更後】

#### (変更点①)

- ・GBRC計算書チェック担当者が受付~第1回部会までの間に概要書を確認し、部会審議にも関わるような質疑は第1回部会時に担当委員の事前質疑と併せて審議を行います。

#### (変更点②)

- ・報告委員会時に概要書一式をご提出いただき、委員会後1週間程度で事務局による決裁事前チェックを行います。報告委員会資料ご提出の際は、概要書データ一式をご提出ください。

## 【解説】大臣認定申請の電子申請について

認定申請用の電子データのご提出について、vol.51 (2023/4/28) に掲載した内容の一部変更がありましたので再掲いたします。

**変更内容：軽微な変更の場合の「別添構造図」の黄色マーキングを廃止**

必要データ (PDF)		提出期限
＜新規の場合＞	＜軽微変更の場合＞	
<p>①認定申請資料一式 ※ファイル名は下記の通りとしてください。</p> <p>5. 【案件名】_パース・配置図 7-1. 【案件名】_別添 7-2. 【案件名】_別添構造図 8. 【案件名】_別表 10. 【案件名】_概要書 (追加検討・追加資料含む) (章ごとにしおり付け) 14. 【案件名】_議事録 (受付～報告までの一式)</p>	<p>①認定申請資料一式 ※ファイル名は下記の通りとしてください。</p> <p>3. 【案件名】_既認定書※1 5. 【案件名】_パース・配置図 7-1. 【案件名】_別添 7-2. 【案件名】_別添構造図 (変更箇所の黄色マーキングは不要) 8. 【案件名】_別表 (別表末尾に検討資料番号を削除した変更項目リストを添付) 11. 【案件名】_変更項目リスト (性能評価に係る履歴を冒頭に添付) 12. 【案件名】_変更前後図 13. 【案件名】_検討資料 14. 【案件名】_議事録</p>	<p>認定申請前日 午前10時まで</p>

※1 既認定書は別途原本をご提出ください。原本を紛失された場合、紛失届が必要です。(紛失届の書式は事務局よりご案内いたします)

・乱丁、ページ抜け等がないかご確認の上、ご提出ください。

・認定申請用書類はBoxの「【案件名】 (認定申請用：申請者⇒GBRC)」フォルダにてご提出ください。

データのご提出後、事務局でも書類の最終チェックを行います。

差し替えが発生した場合、すでに認定申請資料としてご提出されたデータと区別するためファイル名末尾に「r2」「r3」…を追加してください。

・認定申請書、委任状、代理申請依頼書については、事務局より別途メールにてご案内いたします。これらの書類はメールにてご提出ください。

## 【認定情報】審査期間

### ● 認定審査期間の実績(2023.7月～9月) (性能評価期間は含みません)

今年度になってから申請を行った案件については、現状、通常の+0.5か月程度のお時間を要しています。

	標準期間※1	実績
新規	2ヶ月	62～70※3日 (2ヶ月程度)
新規 (特定天井あり※2)	2.5ヶ月	-
計画変更	1.5ヶ月	-
計画変更 (特定天井あり※2)	2ヶ月	-
軽微な変更	1.0ヶ月	33～34,49※3日 (1ヶ月程度)
軽微な変更 (特定天井あり※2)	1.5ヶ月	-

-は該当期間内での実績なしを示す

- ※1 標準期間は認定申請～認定書交付までの標準日数を表しています。
- ※2 特定天井がある場合は「通常の審査期間 + 0.5ヶ月」を目安としてください。
- ※3 今年度は通常より審査に日数を要していますので、認定申請のスケジュールについてはお早めにご相談ください。

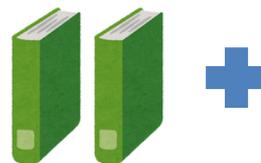
### 【編集後記】

残暑が長く続いておりましたが、急に冷え込み体調面で油断大敵な季節となりました。さて、急なご報告ですが、11月1日付で耐震耐久性調査室へ異動となりました。2021年度4月より性能評定課に配属されてから約2年半、皆様には大変お世話になりました。今後とも変わらぬご愛顧のほどお願い申し上げます。(岡谷)

## 【お知らせ】住宅性能評価の変更資料のご提出について

超高層の共同住宅等でGBRCに**確認申請**と**住宅性能評価の申請**を**いただいている建築物**において、住宅性能評価の中間検査に伴い、変更された図面等(変更申告書)を提出される場合は建築確認の変更資料(軽微な変更説明書)のご提出も必要です。

例：住宅性能評価の10階床検査を受けられる場合



変更申告書 正・副  
(住宅性能評価)



軽微な変更説明書 正・副  
(建築確認)

住宅性能評価と建築確認の図面が常に同じ状態となるようにしてください。

## 【イベント】2023年度GBRC建築技術セミナー

毎年多くの方々にご参加いただいております当法人のセミナーを、今年度は**2024年2月～3月頃**に**東京と大阪の2会場**で開催いたします。

昨年度に引き続き防災・材料・建築確認との合同開催とし、構造分野のみならず、幅広い方々に興味をもっていただけるようなセミナーを企画しております。

開催日時や場所など詳細は後日お知らせいたします。



発行者：一般財団法人 日本建築総合試験所  
建築確認評定センター 性能評定課  
担当：甲谷、川上、尻無濱  
TEL：080(8303)3867 FAX：06(6966)7680  
E-mail：seinou@gbr.or.jp